**スポーツ栄養委員会実施要領**

１　目的

生活習慣病の予防のために、1に運動、2に栄養といわれるように身体活動時における栄養摂取に大きな関心を得ている。また、子どもの遊びや競技スポーツから高齢者の余暇活動まで、国民の健康の維持・増進が望まれている。このような人々の望みを支えるため、スポーツ栄養の専門家である管理栄養士・栄養士はその業を担っている。

このような背景のもと、栄養ケアステーションに「スポーツ栄養委員会」を設置し、広く県民に対して、スポーツ栄養の普及・情報提供、競技・健康・障がい者スポーツ及びリハビリテーションなどの栄養・食事サポートに携わる管理栄養士・栄養士を養成し、スポーツ・身体運動による地域活動を通じて県民に貢献することを目指す。

＊　スポーツ栄養とは、競技スポーツから健康運動や歩行などのありとあらゆる身体活

動に伴うエネルギー、栄養素、水分等の必要量の増加に対応するための知識を集結さ

せた分野である。

２　基本方針

（１）スポーツ栄養の普及を図る。

（２）他職種との相互理解を図り、積極的に連携してスポーツ栄養を進める。

（３）人材育成のための研修会を開催する。

３　活動内容

　　他職種との相互理解を図り、積極的に連携してスポーツ栄養を普及する。

　（１）スポーツ栄養に関する指導・相談

　　　①　県民及びスポーツ関係者向けセミナーの開催

　　　②　スポーツ講座等、依頼事業に関する出張講義

　　　③　その他

（２）人材育成研修会・情報交換会

　　　①　基礎コース（講座）

　　　②　実践コース（実習）

　　　③　スキルアップ研修（講座・事例検討・現場実習）

　　　④　他職種連携（情報交換会・相互間講師派遣など、積極的な交流）

　　⑤　その他

（３）料理教室・栄養教室の企画・運営

①　スポーツ栄養、食事サポート及び指導（調理実習含）

　　　②　その他

附　則

１　この要領は平成２９年１２月１日から施行する。

２　令和元年５月１日改正

３　令和３年２月６日改正